

『冤罪と人権』について

—世界人権宣言75周年—

藤井聡之

(一財) 同和教育振興会理事

ら作られた法律で罰を受け
ることはありません。

昨年10月に「袴田事件の再審開始」で『冤罪』という日常では聞きなれない言葉が報道されました。本稿では2つの事件を取りあげ、人権宣言(8条と11条)の条文を参考にしながら『冤罪と人権』について考えてみることにします。

1、叫びたし 寒満月の 割れるほど

はじめに

昨年12月10日、国連で「世界人権宣言」が採択されて75周年になりました。世界中の政府が「法の支配によって人権を保護する」ことを国の責務とし宣言しています。宣言の中から2つの条文を、詩人の谷川俊太郎さんの翻訳(©谷川俊太郎、アムネスティ・インターナショナル日本)を抜き書きしてみます。

第8条 【泣き寝入りはしない】わたしたちはみな、法律で守

られている基本的な権利を、国によって奪われたら、裁判を起こし、その権利をとりもどすことができます。

第11条 【捕まっても罪があるとはかぎらない】うそのない裁判で決められるまでは、だれも罪があるとはみなされません。また人は、罪をおかした時の法律によってのみ、罰をうけます。あとか

僧侶であり教誨師の古川泰龍師に『叫びたし 寒満月の 割れるほど——冤罪死刑囚と歩む半生』(1991年 法蔵館)という著作があります。「冤罪死刑囚」の俳句作品を本の題名として社会に冤罪の問題を提起しています。同著によれば、古川師は福岡事件で死刑判決が確定したTさんの教誨を担当しました。Tさんの「私の死刑判決は間違いです。『冤罪』です」との叫びを聞き、古川師は全国に支援者を募り熱心に雪冤運動に取り組みました。

Tさんも獄中ながら仏教に帰依した生活を送られ、その軌跡を仏画や写経に残されました。あとがきに「冤罪死刑囚再審運動史の一頁として残す」とあり、仏教者として「『冤罪』を放置しておいてよいか」「司法による深刻な人権侵害を社会に問う」メッセージとなっています。

2、福岡事件

福岡事件は、1947年5月福岡県の博多駅付近で軍服の闇取引を巡り、中国人と日本人の商人2人が拳銃で射殺された事件です。発砲した男性と、共犯とされたTさん（当時32歳）は1956年4月最高裁において強盗殺人罪で死刑判決を受け、Tさんだけが60歳の時、死刑の執行がなされました。

この福岡事件の判決は、戦後の混乱期の死刑判決事例であり、判決には政治的な付度もあったと言われ、不可解かつ悲劇的な『冤罪』事件の一つとされています。

戦後の混乱期は事件捜査において自白

偏重の傾向が指摘され、Tさんも拷問を伴う自白の強要があったとして裁判のやり直しを主張しました。

1975年5月には、再審開始決定に関する画期的な最高裁の決定（白鳥決定）が出され、「疑わしきは被告人の利益に」と「もしも有罪に疑問が残るようなら再審を開始すべき」と、再審への新たな基準が示されました。それなのにTさんは白鳥決定の1カ月後、突然の死刑執行となりました。なぜ急いだのか、その理由は闇の中です。

Tさんの生前の創作ノートが『季刊刑事弁護』に紹介されています。

「午前四時半起床 教行信証浄書
……佛恩の深遠なるを知りて正信念
佛偈を作りて曰ク、これから正信念
佛偈の行になる」

『教行信証』、となれば「真宗興隆の大祖源空法師ならびに門徒数輩、罪科を考へず、猥りがはしく死罪に坐す」が、宗祖の人生とTさんの人生とが重なって想起されます。「猥りがはしく」が重なっ

た部分です。

Tさんは何を叫びたかったのでしょうか。「真実の究明」の扉を閉ざされた『冤罪』に対する無念の叫び、そして「寒満月」とは「人権を護ることに疎く、自分とは無関係で聞かないふりをして生活をしている世間」ではないかと、私は理解したいと思います。

「28年間の獄窓、気が遠くなるような永い歲月でした。さぞかし出たかったでしょうに、白骨として出すとは……国はほんとうにむごいことをするものです。T君はいまや冤罪の怒りそのもの、雪冤の鬼と化して、自らこの運動の陣頭に立っているにちがいありません。私は無力感に打ちひしがれながらも、彼のあとに続かなければ……とお別れの日に堅く心に誓いました」、これはTさんの葬儀での古川師の挨拶です。叫びへの応答だと思えます。

▶執筆者プロフィール



藤井 聡之
ふじい そうじ

1954年生まれ
(一財)同和教育振興会理事
安芸教区 沼田組 教雲寺 前住職

3、冤罪と再審請求

『冤罪』とは、「無実であるのに罰せられること」です。『冤罪』を防ぐために日本においては再審請求制度があります。「再審請求」は、有罪の確定判決に對して新たに事実誤認や証拠が発見され、これを放置することが正義に反するという場合に例外的に裁判のやり直し（再審開始）が認められる制度です。

日本の裁判制度では、憲法に示された国民の権利や自由を守るために、裁判所は三審制を採用し、第一審の判決に不服な場合は控訴し、控訴審が不服な場合は

上告し、最高裁判所の決定をもって最終の確定判決とします。

しかし、最終的に確定した有罪判決に疑義が生じ、裁判のやり直しをするのが「再審」です。誤って有罪（冤罪）となった人を救済するための最後の手段です。「再審」は、まず「再審請求」から始まります。確定判決を覆すような「新証拠」や「新鑑定」を提示し裁判所に認められ、検察側が特別抗告を断念すればようやく再審開始となります。

日本の警察と検察や裁判所は十分信頼するに足りるとされ、起訴後の確定判決の有罪率は99%以上（法務省HP）です。従って、再審開始は極めて稀で「開かずの扉」とさえ言われています。しかし、現在でも再審請求などで日弁連が支援している事件が12件あります。その中の一つ、『袴田事件』について考えてみます。

4、『袴田事件』の

再審公判開始

2023年10月27日、袴田巖さん（87

歳）の再審公判が、静岡地裁で始まりました。

30歳で逮捕された袴田さんは、1966年11月の初公判において「私は全然やっていません」と述べ、その後も一貫して無罪を訴え続けました。44歳の時、最高裁において死刑判決が言い渡された後も「もう一度、私の裁判をやり直して欲しい」と訴え、弁護団とともに再審請求を続けました。2014年、静岡地裁において再審決定がなされた時点で、裁判所は袴田さんを釈放する判断をしました。その時、袴田さんは78歳、実に50年に近い拘禁生活でした。

そして今年、最高裁の死刑判決から43年間、再審請求が認められてから10年間近くが経過しようとしています。始まった再審公判に袴田さんの姿は法廷にはありませんでした。袴田さんは、長期拘禁による心身の不調が認められ再審への出廷が免除されたからです。

再審開始を機に、袴田さんの獄中から

家族への手紙が詳しく新聞紙面で報道されました。「冤罪」と叫び続けた袴田さんの思いを知るために、手記と事実経過を整理してみます（下表）。

袴田さんの再審が開始されました。死刑囚に対する再審開始決定が確定した事例は、鳥田事件以来36年ぶりで5例目、過去の4事件（免田事件・財田川事件・松山事件・鳥田事件）ではいずれも、死刑囚の無罪が確定しています。袴田さんも無罪の判決が出る公算が高いと言われています。

袴田事件は死刑相当という重大事件です。その事件審理に「証拠捏造」という捜査の誤りがあったのではないかとの疑義が、再審開始決定時に裁判長から指摘されています。弁護団や支援者の努力により「新証拠」の発見で、袴田事件の再審開始に辿りつけることができましたが、逮捕から実に57年近くもの年月が経過し、袴田さんの人生の大半は獄中でした。

再審の扉を開かせようとしなない国の司

（事件の詳細は省略）

出来事	袴田さんの手記
逮捕から死刑判決 （1966年～1980年） 袴田さん30～44歳 ※15年間	<ul style="list-style-type: none"> ・私のことで親類縁者にまで心配をかけてすみません。この事件には関係ありません。私は白です。 ・裁判所が事実を見あやまらないかぎり、私は無罪と確信、判決を待つ。 ・意外な判決結果で、事実誤認モ著シイノデ即座に控訴シマシタ。 ・獄中で両親の死を知った。（略）原審の誤った裁判が私の両親の生命を奪い、且つ、その死水をも私に取らせなかった。 ・私は捜査陣の作った物証で陥れられた。濡れ衣を着せられた。
第一次再審請求 （1981年～2007年） 袴田さん45～71歳 ※26年間	<ul style="list-style-type: none"> ・免田、財田川、松山、鳥田、これらの事件の犯人とされた人々と同じ立場の私は、今、暗黒の中で明かりを見たような思いでほっとしています。今度、司法の正義を受けるのは私の番だ！ ・これまでの再審裁判で無実であった事実が認められても、既にその時は再審請求をたび重ねた後でもあり、人生を純粹にやり直すにはあまりにも遅過ぎる
第二次再審請求 （2008年～2019年） 袴田さん72～83歳 ※12年間	<p>手紙に、これまでとは違って変調が目立つようになりました。 （以下は事実経過のみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆静岡地裁 証拠とされた「点の衣類」を警察による証拠捏造と判断 ◆静岡地裁が再審開始及び死刑・拘置の執行停止決定 釈放（78歳） ◆地検即時抗告 ◆東京高裁 再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却。 ◆弁護団 最高裁に特別抗告
審理差し戻し 再審開始 2020年～2023年 袴田さん84～87歳 ※4年間	<ul style="list-style-type: none"> ◆最高裁が原決定を取り消し、東京高裁へ差し戻す。 ◆東京高裁が再審開始を決定。東京高検が特別抗告を断念。 ◆再審開始が確定。 ◆検察が有罪立証する方針を明らかに。 ◆静岡地裁で再審初公判、袴田さん出廷できず。

法が冤罪を生みだした結果、袴田さんの尊い人権を侵害したのです。

国の司法制度の無謬性への固執が、一人の人権を侵害したと言えないでしょうが、国が護るべきは人権宣言の8条・11条に示される国民一人ひとりの人権です。

5、冤罪と人権

無実の人に「犯罪者」という汚名を着せ、その者の人間としての尊厳を根こそぎ傷つけ、時には死刑判決でもって生命までも奪い取る、それは法治国家において、あつてはならない人権侵害です。

誤判により人生を歪められ『冤罪』を言い渡された人にとっては、自分は無実であるという正義を貫こうとすれば、再審制度は最後の拠り所となります。従って再審は無実の可能性のある人を、それまでの裁判で明らかにされたであろう事実認定の固定観念に縛られずに、「無罪を訴える当事者の言い分」の根拠（証拠や事実の矛盾）を柔軟に見直し、かつ再審までの時間的な負荷を考慮すれば、そ

の審理は迅速性が何より要求されるのは当然のことです。袴田さんの一生がそれを示しています。

再審については「刑事訴訟法」に定められていますが、その大半が手続き上のことであり、再審の可否を判断するための具体的な内容や再審請求人の権利などは定められていません。つまり再審を開始するかどうかは裁判長の判断に委ねられています。こうしたことから現行の再審要件を緩和する「再審特例法」の制定を求める運動が続けられています。

たとえ1%以下の『冤罪』の可能性があったとしても、冤罪という違法状態・人権侵害は放置されてよい理由はありません。

誤った司法判断で事件の真実を覆い隠したままになることがないように、また無実の人が処刑されるような蛮行・愚行が二度と繰り返されないよう、私たちは社会の動向に関心を持ち続けたいものです。

宗派でも狭山事件（被差別部落出身の

石川一雄さんが被差別部落への見込み捜査により自白を強要された冤罪事件）の再審を求める運動を支援していますが、ご本願に生かされる念仏者として、差別・被差別からの解放をめざす私たちは、自己共に心豊かに生きることのできる社会の実現をめざし、共どもに歩みをかさねてまいります。

〈参考文献〉

- 『死刑 冤罪』 里見 繁 著
2015年 インパクト出版会
- 『私は負けない』 村木敦子 著
2013年 中央公論新社
- 『冤罪学』 西 愛礼 著 2023年
日本評論社
- 『叫びたし 寒満月の 割れるほど』
古川泰龍 著 1991年
法蔵館
- 『冤罪白書2022』
「冤罪白書」編集委員会 編
2022年 燦燈出版
- 『冤罪はこうして作られる』
小田中聰樹 著 1993年
講談社
- 『免田栄獄中記』 免田 栄 著
1984年 社会思想社